

公立病院改革プランの概要

団 体 名		守山市					
プ ラ ン の 名 称		守山市民病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 7月 1日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度					
病院の現状	病 院 名	守山市民病院					
	所 在 地	守山市守山四丁目14番1号					
	病 床 数	一般164 療養40 合計204床					
	診 療 科 目	内科、呼吸器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、リハビリテーション科、眼科、脳神経外科、麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>市民の健康生活を支える安心・納得の良質な医療をめざすという理念の下、公的病院としての使命を認識し、医療水準と患者サービスの向上に取り組む。</p> <p>特に、医療設備を充実し、快適な医療環境の整備救急医療や健診業務の充実など、診療機能のレベルアップを図る。また、保健福祉行政や地域医療機関との連携により地域の中核医療機関としての診療機能を目指す。</p> <p>健診或いは即時的な対応が必要な救急医療や全人的なかかわりが必要なターミナルケア(終末期医療)など、診断・治療・介護までの包括的医療を心がけ、医療相談を含む予約診療や退院後の療養まで共に考える継続看護の推進や、身体の治療だけに留まらず、家庭生活、社会活動までの支援を視野に入れた地域に密着した医療を目指す。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>自治財政局通達に基づく繰出し</p> <p>救急医療の確保に要する経費(全額)</p> <p>保健衛生行政事務に要する経費(全額)</p> <p>医師および看護師の研究研修に要する経費(1/2)</p> <p>基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費(全額)</p> <p>児童手当に要する経費(全額)</p> <p>高度医療に要する経費<通常分>(全額)</p> <p>病院の建設改良に要する経費<元金・利息>(1/2(H14までは2/3))</p> <p>共済費用の負担に要する経費(全額)</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	96.9%	93.5%	95.4%	98.1%	100.0%	
	職員給与費比率	61.0%	64.2%	60.3%	58.3%	56.9%	
	病床利用率	68.1%	63.8%	68.2%	73.4%	75.0%	
上記目標数値設定の考え方		<p>計画3カ年度目に当たる平成23年度に経常黒字化を目指す。 (経常黒字化の目標年度:23年度)</p>					

				団体名 (病院名)	守山市(守山市民病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考	
	1日あたり平均入院患者数	139	130	140	146	149	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	平成26年4月に地方公営企業法全部適用を実施。				
		事業規模・形態の見直し	平成26年4月に地方公営企業法全部適用を実施。				
		経費削減・抑制対策	薬価差益の有効な医薬品の選定 材料のサンプリング多用や、安価な銘柄や規格への変更による経費節減 長期継続契約の導入等による経費の節減				
		収入増加・確保対策	引き続き医師確保のため継続して大学等へ要請を行う。 オーダリングシステムの導入により、今まで漏れていた検査、処置および指導にかかる診療単価の増加を図る。(平成21年度から。) 開業医との信頼関係構築と連係体制の強化等による新規患者増加				
		その他	病床転換 健診事業の強化 診療科目の見直し 医療安全にかかる研修の実施、委員会組織の設置 現場自立型委員会組織の設置、企画に関する組織の設置 専門知識向上や接遇に関する研修の実施 予約診療制の拡大による患者サービス向上				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	18年度	59.50%	19年度	68.10%	20年度	63.80%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成23年度までに一般病床164床のうち5床減らし、159床とする。159床のうち、10床は亜急性期病床とする。介護療養病床廃止に伴い、40床全床医療療養病床とする。					

団体名
(病院名)

守山市(守山市民病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	県立成人病センター(守山市・541床)、草津総合病院(草津市・719床)、済生会滋賀県病院(栗東市・393床)、野洲病院(199床)		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	・各圏域における医療機関の機能分化と連携は、県が設置する協議の場において保健所と地域医師会が中心となり、それぞれの医療機関が担う役割等について、地域医師会等医療関係団体および病院等の医療機関、市町の介護保険担当課等と調整を行い、関係者の協力を得て進める。 ・公立・公的病院は、各二次保健医療圏における病診連携の中心になるとともに、地域の医療ニーズや県域全体の医療機能のバランスを考慮し、適切かつ効率的な医療機能の充実を図る。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年7月	<内容> 開業医との信頼関係構築と連携体制の強化や、病院間での地域連携パスの作成等、地域医療の完結度向上を目的として連携体制の構築に取り組む。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡		
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
その他特記事項		(仮称)外部評価委員会を組織し、点検・評価を行う。 <構成メンバー> 現在の「守山市民病院改革プラン策定委員会」メンバーの中から選定する予定。		

(別紙)

団体名 (病院名)	守山市(守山市民病院)
--------------	-------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	2,579	2,762	2,621	2,753	2,979	3,074
	(1) 料 金 収 入	2,411	2,579	2,434	2,577	2,805	2,900
	(2) そ の 他	168	183	187	176	174	174
	うち他会計負担金	145	162	166	155	153	153
	2. 医 業 外 収 益	130	136	162	153	136	136
	(1) 他会計負担金・補助金	115	119	117	140	119	119
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	1	1	0	0
	(3) そ の 他	15	17	44	12	17	17
	経 常 収 益 (A)	2,709	2,898	2,783	2,906	3,115	3,210
	入	1. 医 業 費 用 b	2,790	2,847	2,824	2,852	3,030
(1) 職 員 給 与 費 c		1,609	1,685	1,682	1,659	1,737	1,749
(2) 材 料 費		497	463	405	448	502	518
(3) 経 費		522	509	531	536	501	501
(4) 減 価 償 却 費		126	149	166	191	240	247
(5) そ の 他		36	41	40	18	50	50
2. 医 業 外 費 用		148	145	154	194	145	145
(1) 支 払 利 息		82	84	79	79	79	79
(2) そ の 他		66	61	75	115	66	66
経 常 費 用 (B)		2,938	2,992	2,978	3,046	3,175	3,210
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		229	94	195	140	60	0
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0
	特別損益(D) - (E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)		229	94	195	140	60	0
累 積 欠 損 金 (G)		364	458	653	793	853	853
不良債務	流 動 資 産 (ア)	775	702	795	634	600	600
	流 動 負 債 (イ)	298	163	405	433	180	180
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)	0	0	0	0	0	0
差引 不 良 債 務 (オ)	477	539	390	201	420	420	
{(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 ()		468	62	149	189	219	0
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		92.2	96.9	93.5	95.4	98.1	100.0
不 良 債 務 比 率 $\frac{(I)}{a} \times 100$		18.5	19.5	14.9	7.3	14.1	13.7
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		92.4	97.0	92.8	96.5	98.3	100.3
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		62.4	61.0	64.2	60.3	58.3	56.9
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
病 床 利 用 率		59.5	68.1	63.8	68.2	73.4	75.0

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	守山市(守山市民病院)
--------------	-------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
区分	18年度						
	19年度						
収	1. 企業債	297	100	221	40	0	0
	2. 他会計出資金	164	129	128	136	131	147
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	2	0	0	3	0	0
	7. その他	2	3	1	1	0	0
	収入計(a)	465	232	350	180	131	147
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	465	232	350	180	131	147	
支	1. 建設改良費	576	150	288	86	40	40
	2. 企業債償還金	129	163	143	159	228	241
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他	6	5	4	20	28	28
	支出計(B)	711	318	435	265	296	309
差引不足額(B) - (A) (C)	246	86	85	85	165	162	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	246	86	85	85	165	162
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計(D)	246	86	85	85	165	162	
補てん財源不足額(C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収益的収支	(0) 259,617	(0) 280,870	(0) 280,948	(0) 290,555	(0) 290,555	(0) 290,555
資本的収支	(0) 163,737	(0) 113,642	(0) 128,067	(0) 135,581	(0) 135,581	(0) 135,581
合計	(0) 423,354	(0) 394,512	(0) 409,015	(0) 426,136	(0) 426,136	(0) 426,136

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。